

宮崎大学における外国人留学生の履修方法の特例に関する細則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年6月 8日

改正 平成22年9月30日

改正 平成26年4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第47条第3項の規定に基づき、宮崎大学に入学した外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業科目及び履修方法について定めるものとする。

(初級日本語・中級日本語・日本語科目及び日本事情に関する科目の授業科目及び単位数)

第2条 初級日本語・中級日本語・日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）として開設する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

区 分	授 業 科 目	単位数
初 級 日 本 語	※ 初 級 日 本 語 I-A	1
	※ 初 級 日 本 語 II-A	1
	※ 初 級 日 本 語 III-A	1
	※ 初 級 日 本 語 IV-A	1
	※ 初 級 日 本 語 I-B	1
	※ 初 級 日 本 語 II-B	1
	※ 初 級 日 本 語 III-B	1
	※ 初 級 日 本 語 IV-B	1
	※ 日 本 語 実 践 学 習 I-A	1
	※ 日 本 語 実 践 学 習 I-B	1
	※ 初 級 日 本 語 演 習 I-A	1
	※ 初 級 日 本 語 演 習 II-A	1
	※ 初 級 日 本 語 演 習 I-B	1
	※ 初 級 日 本 語 演 習 II-B	1
中 級 日 本 語	※ 中 級 日 本 語 I-A	1
	※ 中 級 日 本 語 II-A	1
	※ 中 級 日 本 語 III-A	1
	※ 中 級 日 本 語 I-B	1
	※ 中 級 日 本 語 II-B	1
	※ 中 級 日 本 語 III-B	1
	※ 日 本 語 実 践 学 習 II-A	1
	※ 日 本 語 実 践 学 習 II-B	1
日 本 語 科 目	日 本 語 I-A	1
	日 本 語 II-A	1
	日 本 語 I-B	1
	日 本 語 II-B	1
日 本 事 情 に 関 す る 科 目	日 本 事 情 I-A	2
	日 本 事 情 II-A	2
	日 本 事 情 概 論 A	2
	日 本 事 情 I-B	2
	日 本 事 情 II-B	2
	日 本 事 情 概 論 B	2

(※印は特別聴講生(交換留学生)、日本語・日本文化研修生に限って単位取得が可能である。)

- 2 授業計画上やむを得ない場合は、基礎教育委員会の議を経て、前項の授業科目及び単位数の一部を変更することがある。

(短期集中プログラム)

第3条 短期集中プログラムにおいて、日本語・日本文化コースとラボ・リサーチコースを開設する。

- 2 各コースの授業科目と単位数については別に定める。

(単位の計算方法)

第4条 日本語科目等及び短期集中プログラムの単位の計算方法は、15時間の授業時間数(初級日本語・中級日本語・日本語科目・ラボ・リサーチコースにあっては30時間の授業時間数)をもって1単位とする。

(単位の取扱い)

第5条 学部留学生が日本語科目等(初級日本語・中級日本語を除く)に関する授業科目を履修し単位を修得したときは、次の各号に掲げる学生力発展科目及び外国語科目の単位に読み替えることができる。

- (1) 学生力発展科目については6単位まで
- (2) 外国語科目(英語及び初修外国語の2科目群)については8～12単位まで

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 規則附則第2項の規定に基づき、平成16年3月31日に旧宮崎大学に在学する者については、本内規の規定にかかわらず、なお旧宮崎大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年10月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。